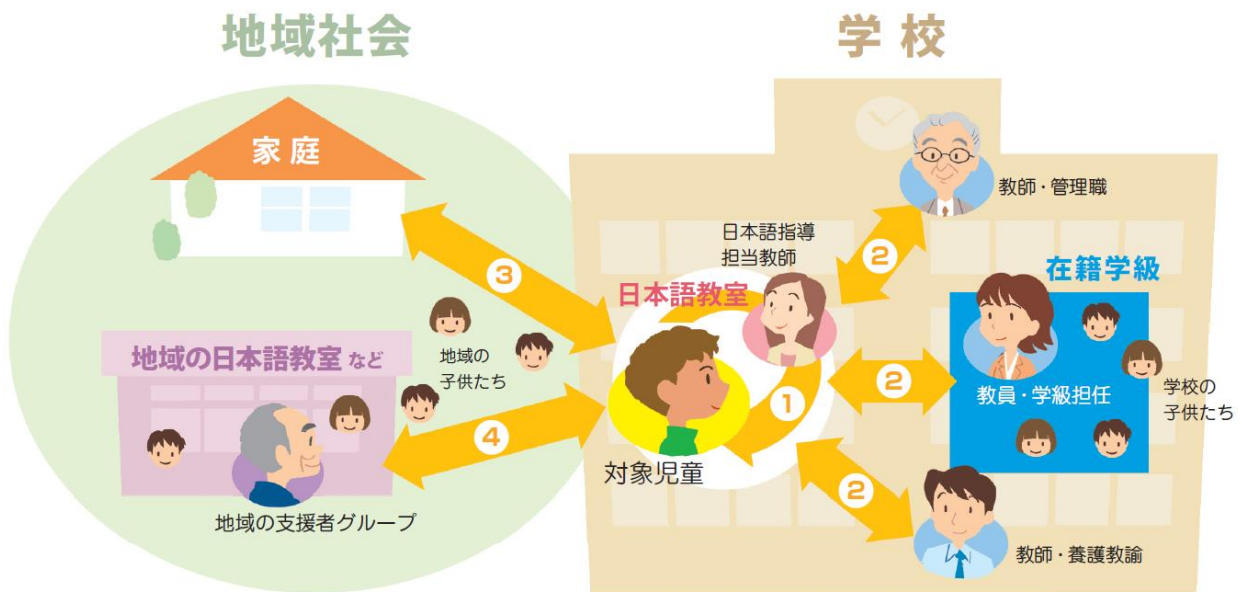


### Ⅲ 初めて日本語指導担当になったとき

#### 1 日本語指導担当教員の役割について

初めて日本語指導担当となったとき、不安に感じる方が多いと思いますが、以下のことについて気を付けながら指導しましょう。日本語指導担当教師に期待される役割は、大きく4つ（下図①～④）に分けることができます。日本語指導に直接関連する事柄だけでなく、地域社会全体を視野に入れることが大切です。



【文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」より】

#### ① 児童生徒に対して

生活面の適応、日本語学習、教科学習等の指導や支援を行います。一人一人に応じた指導計画を作成し、それを実施することが主な役割です。「個別の指導計画」により、児童生徒や学校の実情に応じて、いつ、どの教科で、どのような形態で指導するのか計画を立て、実施します。

また、日本語指導担当教師には、日本語習得が十分ではない児童生徒に代わって、気持ちを周囲に伝える代弁者の役割があります。児童生徒が周囲との関係を築き、「居場所」を広げていくための支援となります。

#### ② 教職員と連携するために

学級担任と連携し、情報交換を行い、教育内容や方針について相談します。また、他の教職員等との情報共有も大切です。

そして、外国人児童生徒教育を学校全体の教育体制の中に位置付けていくことも求められます。

### ③ 家庭との信頼関係を築くために

外国人の保護者には、自分が経験した出身国・地域の学校教育のイメージしかもたず、日本の学校生活を理解できない場合が多くあります。そのため、丁寧に説明して理解を求めていくことが大切です。

また、外国人の保護者は、日本語が分からない、日本の学校をよく知らないなどの理由で、教育に関心があっても学校に足を運びにくいという状況があります。学校の教育活動に積極的に参加してもらえるよう、通訳者を配置するなど、参加しやすい工夫をすることが考えられます。日頃から日本人保護者との接点をつくることで、情報の交流もでき、知り合いの保護者ができることで安心して学校に来ることもできます。

### ④ 外部機関・地域の関わりに向けての連携

外国人児童生徒等への対応については、日本語指導の支援者や通訳者等の派遣依頼やその計画立案等、教育委員会との連携が必要な場合があります。教育委員会との連絡・調整や、最終的な決定は管理職が行います。

外国人児童生徒等の指導においては、複数の学校の担当者間でネットワークを築くことが有効です。日本語指導の工夫、保護者との関係の築き方等、他校の教員や支援者等との情報交換も大切です。

また、保育園や幼稚園、小・中・高等学校等の間での校種を超えた連携・協力も不可欠です。高等学校への進学の問題に対応するためにも、中学・高等学校間で情報の共有が大切です。

そして、児童生徒は、学校のみではなく、地域の様々な場面で学び、育っています。地域のボランティアの日本語教室や学習支援教室等と協力することで、子供たちを学校と社会の両方で見守り、学習内容に連続性をもたせることも可能となります。地域との連絡会等で、外国人住民とその子供たちの教育について話題にし、共に考える場をもつなど、学校が、地域の教育体制づくりの契機を提供し、拠点となることは、地域に住むすべての児童生徒にとって、よりよい生活環境の整備につながります。

## 2 日本語指導に関するQ & A

Q 1 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導を学校全体で進めていく上で、どのようなことに配慮すればよいですか。

A 1 校内の連携・共通理解が大切です。

校内での連携・共通理解を図るためには、以下の3点を心がけます。

### (1) 日本語指導担当教員と学級担任との連携

在籍学級と取り出し指導（日本語教室、国際教室）、それぞれにおける生活・学習の様子等について、学級担任と情報交換を行い、対象となる外国人児童生徒等の教育内容や方針について相談しましょう。連携を図ることで、学習面では、内容を関連付けたり連続性をもたせたりすることができます。生活面でも、在籍学級の担任と日本語指導担当教師の間で、一貫した教育的対応をすることが可能になります。

### (2) 日本語指導担当教員と他の教職員等との情報共有

学校内で外国人児童生徒等に接する教職員等と、児童生徒の様子を伝え合いましょう。外国人児童生徒等を支援するには、日本語習得や他の教科の学習の状況、家庭の様子、また背景にある言語文化について把握していることが重要です。児童生徒を多面的に捉えることは、より教育的な対応方法を考えるヒントになります。また、日本人の児童生徒とはどのような点で異なるのかを認識することが、望ましい指導・支援につながります。

### (3) 学校における外国人児童生徒教育の位置付け

日頃から、学校全体の教育体制の中に外国人児童生徒教育が位置付けられていることや、その大切さを周囲の教職員に伝えましょう。また、管理職に日本語指導の状況について頻繁に報告して関心をもってもらったり、問題が起きたときには関係する教職員と共に対応するようにしたりして、日々の活動を通して情報を伝えることも大切です。

Q 2 別室で行う取り出し指導の時間数はどのように決めるとよいのですか。また、取り出し指導をする際に気を付けることはどんなことですか。

A 2 取り出し指導については、学校教育法施行規則の一部を改正する省令により定められています。

特別の指導に係る授業時間数は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、児童生徒の実態に応じて適切に定めます。なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間 280 単位時間を超えて指導することを妨げるものではありません。

なお、日本語指導が必要かどうかの判断は、校長の責任の下で行います。判断に当たっては、日本語指導担当教員や学級担任、教科担当教員、外国人相談員等の複数人により、児童生徒の実態を、日本語の能力、学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいと考えられます。

#### 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

- ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとすること。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。

また、取り出し指導の際は、児童生徒の学びに連続性をもたせることが大切です。

在籍学級の学習と取り出し指導での学習を関連付けることで、児童生徒は、取り出し指導で学んだことを土台にし、在籍学級での学習に参加することが可能になります。

例えば、在籍する学級での活動で利用する表現や語彙を、取り出し指導で学ぶことができるようにしたり、取り出し指導で学習した語彙や表現を、在籍学級の担任に意識的に使ってもらったりすることで、児童生徒の学習参加を支援します。

また、在籍学級で、取り出し指導の学習の成果を発表する機会を設けてもらうことも効果的です。

日本語指導担当教師は、地域社会で学んだこと、学校全体の活動で学んだこと、在籍学級で学んだことをつなぎ合わせるために、日本語学習という側面から支援をするパイプ役、あるいはコーディネート役としての役割を担っています。

**Q 3** 担当している外国人児童（生徒）は、学級の友達ともうまくコミュニケーションが取れており、日常生活には問題がありません。取り出して日本語指導をする必要がないと思われます。通常級で他の児童（生徒）と同じ授業を受けることにしてもよいですか。

**A 3** 日常会話の力と、学習で求められる力は異なっていることに留意が必要です。

日常会話の力は「生活言語能力」、学習で求められる力は「学習言語能力」と呼ばれています。

「生活言語能力」とは、1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力です。そして、「学習者言語能力」とは、教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力です。

「生活言語能力」については、ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付くものですが、教師による支援も必要です。一方、「学習言語能力」については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。日本語指導担当教師が中心となった計画的な支援が必要になります。

**Q 4** 覚えてほしいことはたくさんあるのですが、日本語の学習に興味をもてない様子です。なかなか学習が進まないときには、どうすればよいですか。

**A 4** 学ぶことの意味や楽しさを味わわせながら、必要感のある様々な場面で繰り返し指導することを心がけるとよいです。

成人の学習者と異なり、児童生徒の場合は、日本語学習に目的意識をもてない場合が多く、学習内容が定着しないことがよくあります。それは、児童生徒の生活にとっては、学習している表現や文法規則に必要性が感じられないからかもしれません。

覚えられるまで同じ学習項目に留まって、暗記するような活動を繰り返すことはせず、次の学習に進みます。新たな内容と関連付けて学ばせる、あるいは、しばらくしてから児童生徒の生活や学習状況に関連付けて再び取り上げてみるといった工夫をします。

言語習得のプロセスは、スパイラルに進むと言われています。児童生徒の興味・関心や必要性を考慮し、日本語でコミュニケーションすることの楽しさや、意味が感じられる学習活動の中で、繰り返し指導することが重要です。

**Q 5** 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の日本語の力を測るために、「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」を活用しています。他に、日本語の力を測る方法はありますか。

**A 5** 授業の成果物の評価を併用することが考えられます。

「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」を活用して測れるのは一部の力です。例えば、筆記テストで測定できるのは、文法力や語彙力、文字表記の力、読解力、短い文を書く力等、日本語の力の一部です。

児童生徒の言葉の力をトータルで捉えるには、他の側面の日本語の力も把握する必要があります。児童生徒の授業中の観察、発表やスピーチ、作文等の成果物の評価も併用して、力を把握しましょう。

**Q 6** 日本語指導における学習の成果をどのように評価し、本人や保護者に伝えればよいですか。

**A 6** 評価の連絡カード等を活用することが考えられます。

日本語指導は、「特別の教育課程」に位置付けられて実施されていますが、学校において「教科」として位置付けられているわけではありませんので、当該児童生徒の学習の評価は学校の判断に任されています。

日本語指導を行う際には、児童生徒が学習した内容（項目）に関して、到達度による評価を行うことが考えられます。

例えば、他の教科の通知表とは別に、「日本語学習のあゆみ」等の評価に関する連絡票のようなものを作成します。それを定期的に児童生徒・保護者に渡すことにより、当該児童生徒の日本語学習の振り返りをさせるとともに、保護者に児童生徒の学校での日本語学習の様子を伝えることも可能です。

**Q 7** 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に指導をする際は、日本語を早く習得することが大切だと思います。その際、母語を使って指導・支援することが必要だと思いますが、どのようなことに配慮すればよいですか。

**A 7** 児童生徒の母語の発達状況に応じた対応・支援が重要です。

小学校の低学年で、母語の力自体が十分育っていない場合、母語で説明しても、教科内容の理解が円滑に進むとは限りません。

一方、児童生徒の母語がしっかりしていて、支援者や教師がその母語ができる場合は、母語で補助しながら進めることも考えられます。

母語による支援は、児童生徒にとっては、気持ちを伝えられるので安心できる、日本語だけでは理解できない内容を効率よく理解できるという利点があります。日本語で学ぶとき、日本語の力が壁となり、一時的にそれまでの学習を中断せざるをえない状況になりがちですが、児童生徒が来日前に出身国・地域で学んできたことを生かして、学習を進めることに役立ちます。

母語による支援で陥りやすい問題として、児童生徒が母語に依存し過ぎて日本語を聞いて理解しようという気持ちになれない、母語と日

本語を切り替えながら使用しているので、どちらの言語においても体系的に力を付けられないこと等が挙げられます。

母語を支援のために有効に利用するには、どのような場合に母語で、どのような場合に日本語で対応するのかを、担当者間で相談しておく必要があります。バイリンガル教育においては、指導する側がルールなしに言語を切り替えることは、2つの言語の発達という視点では、プラスに作用しないと考えられています。

児童生徒が母語や母文化を自身の一部として肯定的に捉え、日本社会においても自己実現できるように、日本語と母語の両方の力を育むことが期待されます。そのためにも、母語支援の重要性を確認するとともに、そのありようについても検討を重ねることが求められています。

### 母語の力と日本語の力

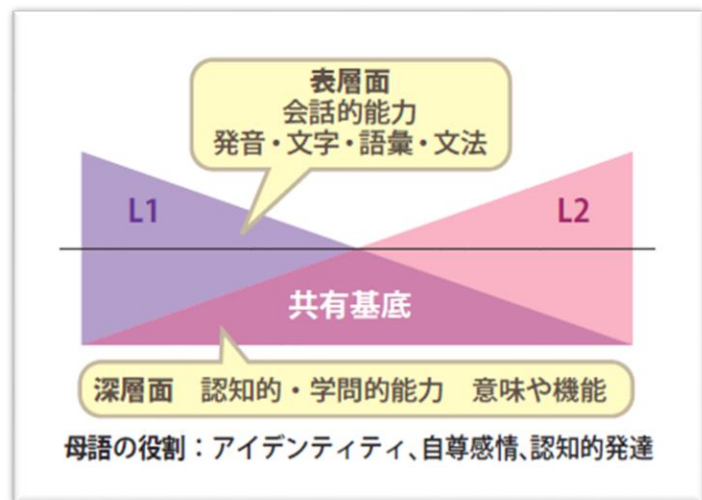
母語（L1）と第二言語（日本語：L2）の関係については、深層面の認知的・学問的な側面を支える力の部分は、共有していると言われてい

ます。発音・文字・語彙・文法、おしゃべりの力等は、表層面の力であり、その言語に触れ、学習しなければ獲得できません。小学校に入学する時期の児童は日常会話の力が身

に付いていても、「今、目の前にある」具体的なこと以外は、まだうまく伝えられません。目前にないことについて述べたり、考えたりするために言語を使用したり、抽象化・一般化して物事を表現したりする深層面の力は、小学校入学後、体系的、意図的な教育を受け、文章に触れ、読み書きの学習を通して育まれます。その認知的・学問的な言語能力や、言葉の意味や機能についての知識は、第二言語を学ぶ時にも活性化されると言われています。

小学校の低学年程度の児童の言語習得の強みは、音の聞き取りや発音、場面と一緒に丸ごと表現を覚えられることです。一方、小学校高学年以上の児童生徒の強みは、母語で培った考える力、分析する力、言葉の概念に関する知識を利用して第二言語を学べることです。

低学年で来日した児童の場合、来日後も母語の習得を意図的に促進させるか、日本語の教育をしっかりと行うかしないと、どちらの言語も思考する力が未発達という状態になることがあります。その場合、言語の問題だけではなく、教科学習にも負の影響が出ます。



【カミンズの相互依存仮説】



**Q 8** 学校に複数の外国人児童（生徒）が在籍しています。多様な児童（生徒）がいる中でどのように活動内容を決めたらよいか悩んでいます。

**A 8** 個別に具体的な目標を設定すること、学習項目を選定すること、場面設定・活動を決めること等に配慮し、活動内容を設定します。

まず大切なことは、子供の学習上の課題、問題を基に目標を設定することです。できていることは何か、どんな力があれば課題を解決できるのかを考えます。

次に、その目標達成のための学習項目を選定します。どのような日本語の語彙、表現が必要なのかを考えます。そして、日本語を使ってその課題、問題が達成、解決できるのかという視点をもつことが重要です。周囲の子供や先生、地域の方と対話して児童生徒の個々の課題、問題を解決するには、日本語でどのようなコミュニケーションができるようになればよいかを考えるとよいでしょう。

また、クラスメイト、先生方、外国人相談員等に協力してもらうなど、児童生徒に適切な支援をすることが大切です。

さらに、教室の中だけ、紙と鉛筆だけではなく、子供たちの周囲の環境やICT機器等をリソースとして有効に活用することも検討しましょう。

【文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」を参考に作成】

<参考> 「特別の教育課程」による場合の指導者と指導形態について

主たる指導者は教員です。

「特別の教育課程」として認められる形態

【パターンA】

- ・教員が全体の指導を行う。
- ・学校が作成した指導計画を基に、指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。

【パターンB】

- ・学校が作成した指導計画を基に、同じ学習内容を指導しているが、1時間の授業の一部において、児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、教員と指導補助者が分担して指導を行う。

【パターンC】

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループの分け、異なる学習内容を教員と指導補助者が交代で行う。
- ・指導補助者は学校が作成した指導計画を基に、教員が事前に準備した教材を使用するなどして指導を行い、教員は指導内容に責任をもつこととする。

※図の「補助」は指導補助者を表している。  
外国人相談員等が指導補助者に当たる。

「特別の教育課程」として認められない形態（課外なら実施可能）

【パターンD】

- ・指導補助者が全体の指導を行う。
- ・また別の指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。

【パターンE】

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、指導補助者が分担して指導を行う。